

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

(市町村の処理等)

第6条の2

1～3 略

4 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、その一般廃棄物処理計画に従い当該一般廃棄物を適正に分別し、保管する等市町村が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

5 市町村長は、その区域内において事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

6～7 略

(報告の徴収)

第18条 都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、事業者(中略)、に対し、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分(中略)に関し、必要な報告を求めることができる。

2 略

(立入検査)

第19条 都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、事業者(中略)の事務所、事業場、車両、船舶その他の場所(中略)に立ち入り、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分(中略)に関し、帳簿書類その他

の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を無償で収去させることができる。

2 略

3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(抜粋)

(本市の責務)

第3条 本市は、あらゆる施策を通じて廃棄物の減量に関し、市民及び事業者の自主的な活動の促進を図り、廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるようつとめなければならない。

2 本市は、廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、常に職員の資質の向上を図り、能率的な運営に努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に関して、自ら包装、容器等に係る基準を設定することにより、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

4 事業者は、前3項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他適正な処理の確保に関し本市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他適正な処理に関し本市の施策に積極的に協力しなければならない。

2 市民は、廃棄物の不法投棄の防止に関し本市の施策に協力するように努めなければならない。

[一般廃棄物減量計画書等]

生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(抜粋)

(事業者に対する指示)

第14条 市長は、事業活動に伴う多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画書の作成その他の必要な事項を指示することができる。

生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する規則(抜粋)

(事業者に対する指示)

第2条 条例第14条に規定する土地については、その都度市長が指定するものとし、同条に規定する建物については、次に掲げるものとする。

- (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第2条第1項に規定する特定建築物
- (2) 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗
- (3) その他市長が指定する建築物

2 前項に規定する土地又は建物の占有者(以下「事業者」という。)は、一般廃棄物の減量に関する計画書を作成し、毎年1回、当該年度の初めに当該計画書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、この限りでない。

3 事業者は、前項の計画に変更があったときは、速やかに当該変更計画書を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前2項の計画書が提出されたときは、その内容を審査し、事業者に対し、必要な助言又は指導を行うものとする。

5 事業者は、一般廃棄物の排出抑制及び適正処理に関する業務を行わせるため、廃棄物管理責任者を選任し、市長に届出なければならない。廃棄物管理責任者を変更したときも、同様とする。

6 事業者は、一般廃棄物の適正な処理を図るため、必要な保管場所を確保しなければならない。

[収集運搬の許可等]

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(抜粋)

(一般廃棄物処理業)

第7条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行う場合にあっては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定めるものについては、この限りでない。

(産業廃棄物処理業)

第14条 産業廃棄物(特別管理一般廃棄物を除く。～～【略】～～)の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行う場合に合っては、産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る。))を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその産業廃棄物を運搬する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定めるものについては、この限りでない。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(抜粋)

(一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者)

第2条 法第7条第1項ただし書きの環境省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 市町村の委託(非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。)を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者
- 二 再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者であって市町村長の指定を受けた者

(一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者)

第9条 法第14条第1項ただし書きの環境省令で定める者は、次のとおりとする。

- 二 再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者であって都道府県知事の指定を受けた者